

# 古典の用例より観たるシラスとウシハク

河野省三

私はシラスとウシハクといふ語の古典の上に用ひられてゐる意義を明にするために、その種々の用例を検査してみたいと思ふ。それには、先づ、此の兩語の對立に特別の意義を發見せんとした所の、斯の問題の提供者とも見るべき井上毅氏『梧陰存稿』に見える説を引用しておくことが便宜である。同氏の説を簡単に表示すると次のやうになる

シラス（皇祖傳來の統治方法）——他國に比較すべき語なし……主觀的、無形的、精神的關係の用語。

ウシハク（占領の義）——支那の牧ス、御ス、富有奄有、又西洋のオキユバイト、ゴールスに當る……客觀的、有形的、物質的關係の用語。

井上哲次郎博士は此の見解を敷衍して、シラスは王道的政治、ウシハクは霸道的政治を表象する、意義深き言葉なりと論せられてゐるのである。即ち此の兩語の間には、統治の觀念から見て、截然たる重要な

區別が存するのであつて、其の區別された觀念が基調となつて、古典の用例に明かな使分けがあるといふ説である。私は茲に此の説が果して妥當であるか否かを、直に古典の用例に照して攻究してみやうと思ふ。

シラスに對しては、知（及び所知）か治（及び所知）を用ゐるのが最も普通の例であつて、古事記には全く此の二字のみが用ゐられてある。日本紀の方には此の外に、種々の用例がある。左にシラス、シロシメスについて、一二三の使ひさまを擧げてみよう。

天照大神者可ニ以御ニ高天原之原也。月夜見尊者可ニ以配ニ日而知ニ天事也。素盞鳴尊者可ニ以御ニ滄海之原也。汝（○素霧）可ニ以駆ニ極遠之根國。

高皇產靈尊乃還ニ遣ニ二神、勅ニ大己貴神、曰……夫汝所治顯露之事、宜ニ是吾孫治之。汝則可ニ以治ニ神事。……大己貴神報曰……吾所知顯露事者、皇孫當ノ治。吾將退治ニ幽事。

素盞鳴尊曰、……若使吾兒所御之國、不ニ有ニ浮寶一者、未ニ是佳也。

狹野尊……後揆ニ平天下、奄ニ有八洲、故復加ノ號、曰ニ神日本磐余彥尊。

是等の用例によると、井上毅氏がウシハクの語に該當する支那文字として擧げてゐるところの駆、御、奄。有といふやうな漢字が何れもシラスと訓してある。換言すれば、少くとも是等の古典上の用語例は、シラスの概念に御、駆、奄有の意義を拒否して居なかつたことを立證するものである。もう少し嚴密にいふ

ならば、「我が皇祖傳來の統治方法」を適切に表現する唯一の用語として、シラスを特別に使用してゐなかつたと推斷することが出来る。尙書紀には御宇、照臨などの用例もある。又御宇は紀の外、公式令、出雲風土記、播磨風土記などにもあつて、アメノシタシラスともアメノシタシロシメスとも訓してある。常陸風土記には所駄をシロシメスと讀んでをるが紀には駄<sup>ヲナム</sup>二葦原中國一と訓した所もある。知行は祝詞式に見え、所知行は萬葉集に見えてをる。萬葉には領をシルと讀ませた所もある。牧の字は、大化の詔に二ヶ所ばかりあつて、民をヤシナフといふ風に用ゐてある。かやうに調査してみると、古典の用例は、一々梧陰先生の説を裏切つてをるやうな使ざまであると云はねばならぬ。

○○○○○シハクといふ語は書紀には一ヶ所も見えてゐない。古事記には宇志波祁流と書き、萬葉集には宇志播吉伊麻須、牛吐賜<sup>ウシハキタマフ</sup>牛掃神之、宇之波伎伊麻須、宇志波伎座と書き、祝詞式には宇須波<sup>ウスハキ</sup>坐世<sup>イマセ</sup>と云うてある。而して特に意義の上から漢字を該當させた用例は全く無いといつてもよいのである。是は古典の編纂された奈良朝の初期に於いて、あまり普通に用ゐられてゐない語であつたことと、特にシラスに對立して、截然と、統治上の觀念を區別して使用してゐなかつたことを立證するものと推察されるのである。

—

古典の用例上、最も注意すべき點は、ウシハクといふ語が神の上についてのみ使はれてゐることである。是は蓋し、ウシハクといふ語が、目に見えざる一種の力の作用を言ひ表し、又奈良朝時代にあつては、普通に使はれない、比較的古い言葉であつたことを意味してゐるに由るだらうと思ふ。是については、暫く、先人の所説を摘出して、ウシハクといふ語に對する是までの研究を一瞥する便宜に供したいと思ふ。

〔倭訓采〕 古事記に汝がうしはける葦原の中つ國といひ、祝詞式に吾がところこうすはきいませといひ、萬葉集に此山を牛掃といへり。うしは大人勇猛の稱なり。ははは萬葉集に人をもやはしきあめよめといへる如く、掃ひ清むる意なるべし。大丈夫當掃除天下の意にや。其地を主張をいふめり。

〔同頭註〕 うしはきります。主張座也。萬五神づまりうしはきります。同六住吉のおら人神の船の舳にうしはき賜ひ。祝、吾地止宇須波岐座世止。○主張は領知する事なるべし。

うしはく。主張といふ意にて、俗に主めといふが如し。大人をも宇志と訓めり。物の大なるをいふ意もあり。牛をも訓めり。萬葉に牛、掃と書けるは借字也。

古事記上、問其大國主神、言云云、汝之宇志波祀流、葦原中國者、吾御子之所知國言依賜云云

古典の用例より觀たるシラスをウシハク

〔給木祝詞講義十四の卷、遷御崇神詞〕 宇須波伎坐止。

下に山川乃廣久清地爾遷出坐氏神奈我良鎮坐世

と有るを合

せて思ふに、其他を我有<sup>シテ</sup>トめて鎮<sup>シテ</sup>坐<sup>マリテ</sup>るを云ふなり。宇志波伎を如此く宇須波伎とも云ふを以て思ふに、言に活<sup>コトガタ</sup>く所有りと所思たり。然れば宇志も宇須も共に長の義ならむか。所知食などいふ時は甚廣く普きを。宇須波久と云へば、其地に際限有りて其他に及ばぬ義なり。古事記なる大國主神に問へる言に汝之宇志波祀流葦原中國者。我御子之所知國言依賜と有り。此にて宇志波久と所知食との差別甚著明し。神代紀なる大己貴命の興言に、今理ニ此國唯吾一身而已。其可<sup>ミ</sup>興レ吾共理ニ天下者蓋有<sup>レ</sup>之乎と有る。理ニ此國は此國を宇志波祀流なり。是を以て宇志と乎佐と言の同じきを思ふべし。波久は記傳に佩<sup>ハサウエ</sup>刀着<sup>ハサウエ</sup>沓<sup>タカシマ</sup>などの波久と同じくて身に着て持つ意ならむかと有るが如し。記傳に引かれたる萬葉五に宇奈原能、邊爾母奧爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能大御神等。六に住吉乃荒人神、船舳爾牛吐賜。九に此山乎牛掃神之。十七に須賣加未能、宇之波伎伊麻須、爾比可波能、曾能多知夜麻示。十九に墨吉之、吾大御神、船乃倍爾、宇志波伎坐など有り。何れも境界を定めて其内を保つ義なり。

〔萬葉集古義五卷下〕

宇志播吉伊麻須は、其處の主として我が物と領坐<sup>シテ</sup>を云。本居氏云、言の意は、宇

志<sup>シテ</sup>は主、波久は佩<sup>ハサウエ</sup>刀<sup>タチ</sup>著<sup>ハサウエ</sup>沓<sup>タカシマ</sup>などの波久と同じくて、身に著て持つ意ならむかといへり。又云、天皇の天下所知食<sup>アノシタシヨシヌ</sup>などを宇志波伎坐と申せる例はさらに無ければ、似たることながら、所知食

などといふとは、差別あることゝ聞えたりと云へり。九の巻、登筑波山、爲二 嬉歌會一日作歌に。  
此山乎牛掃神之從來、不禁行事敍。古事記に汝之宇志波祁流、葦原中國者。我御子之所知國。言依  
サシタマフ 賜○ 遷却祟神祝詞に、山川能、清地爾遷坐坐氏。吾地止宇須波伎坐世止進。幣帛者云々など見  
えて、皆神祇等の所知食事にのみいへり。

〔湯津々麻久志四、南里有隣著〕 うしはけるは、主として其處を我物に領居るを云。はくは佩刀着沓などの  
はくと同く身につけて持つ意なるべし。萬葉五、六、九、などに見えたり。遷却祟神祝詞には宇須波伎  
坐世止云々ともあり。通音（中略）うしはくは持佩の心にて領することなり。もちをむちに轉じ、む  
ちをうしに轉じたるなり。又轉じたるなり。

〔古事記標註上卷之下、數田年治著〕 宇志波祁流は萬葉九に此山乎牛掃神之云々。是は食はくにやと思へど。記  
傳に主として、其處を領居るを云ふと云へるに始く從ふべし。

〔天御中主考渡邊重石丸著〕 奴斯は猶瓊主と云はむが如し。さるは師説の如く玉はいとも貴き幽契の有  
る物にて云々……上古はヌシともウシとも云ひける。中にヌシが本にて、其のヌシの根元は、天  
之御中主のヌシぞ本なりけむ。故宇志波久てふ母もヌシハクてふ言にて、瓊主佩てふ義とぞ思はる  
るるされば宇志波久は大人波久の義にては冇べかるらず。

更にウシハクのウンと關係あるらしきヌシといふ語について『倭訓栞』には次の如く解してをる。

主の字をよめり。日本紀にうしともよめり。されど、のうしの約まりたる語にて、のうの反ぬ也。古語にうしは某のうしと之の字を加へたり。飽アキゲイノ咲ウシ之大人、三熊ミツクマノ之大人是也。ぬしは某ぬしといひて之の字を加へず。大物主オホミコトヌシ、事代主コトシロヌシ、經津主フツヌシの類なりといへり。

同書の頭註（山岡俊明）にも、うしの條に、

萬葉集に倦ウシをよめり……○日本紀に君字、卿字。大人などをよめり。ういしき也。今もういものなぞいふよめり○主ミコトをよめるも義同じ○牛も人の勞に代るをもて能を稱して名とするなるべし。あるひは大肉ウシシの義といへり。豊後詞には大きなをうきなどいふ。説文にも牛を大物と見ゆ。

と説明してゐる。然るに、スシ又はウシといふ語が、古典には、天之御中主神の外に、大國主神、大地主神、齋之大人（又齋主神、伊渡比命とも）和豆良比能宇斯命ワヅラヒノウシノカミといふやうな神名に專ら用ゐられてゐるのを見ると、ウシバクのウシに、一種の力の作用を意味して居ると解釋すること、ウシハクといふ語が、古典の用例上神の作用に限つて存してゐたと解釋することに對して、何等かの確實性を添加するやうに思はれるのである。

### 三

之を要するに古典の用例から推考すると、シラスは固より漢字の知と同義で、其の作用は現世、幽世何

れにも係けて用なられてをるが、ウシハクの方は、或る一定の疆域を限つて領有する意義で、其の作用は主として幽世に屬する神の力の上に係けて用なられてをる。ウシハクの語義については、或は主として所持する意であるとも、或はウシ即ちオシで威力を以てサバク即ち事件を裁斷する意であるとも説かれるのであるが、畢竟、一種の大きな力を以て、或る疆域を限つて領有する意味の語であらうと思ふ、従つてシラスは疆域の觀念を超越し、ウシハクは統治の内容的意義を持つてゐないものを見るのが至當である。換言すれば、井上毅氏などの比較論は全く正皓を得てゐない説であると謂ふことが出来ようと思ふ。之に就いては嘗て大正二年一月、三矢重松氏が「國學院雑誌」第十九卷第一號で、「大に訓詁の學風を起せ」といふ論文の中に次のやうに喝破せられてゐることを紹介せねばならぬ。

我も我が天皇の統治の様の外國の例と異なるをば是認する者なるが、「シロス」といふ語その物に、さる神聖なる義あるべしことは覺えず。………「シル」は漢字の「知」にて……而して此の統治支配の義には「シロス」の外に「聽ク」「キヨス」「視ル」「ヌス」といふ語もあり。何れも勞少き動作を尊他の場合に用ふる例なり。さて又「ウシハク」とは「領有」即ち「<sup>ウシ</sup>トシテ領シ帶スル」義にて「シロス」とは類を異にせる語なれば、兩者の間に尊卑階級などは議すべからざるものなり。さればおのれ領有しうしはきて自ら之を知り治むることあるは、大國主命の讓國の時に「我所知顯露事者皇孫當之治。吾廢退治ニ幽事」（書紀一書）とあるにて知るべし。

(因に云。大島正健氏は同誌の第二號に於て「シロス」の原動詞は漢語の知の義には非ざるべし。領に「シタ」「シル」の二語ありて。「シタ」は廢れ「シル」は廢りたることなるべしとの説を公にして居る)

三矢教授の云はれたやうに、シラスとウシハクとは元來は全く類を異にした語であらうが、之を統治のいふ同一の作用に使つたとして取扱つてみると、シラスは治めること、ウシハクは領することであるから。シラスの方が、統治觀念に於いては、進歩した思想を表はし得るものと見ても差支ないのである。我が天皇に「オホヤシマグニシロシヌス」とも「アメノシタシラス」とも申して居つたのは、その統治に疆域の限界を附する觀念を超越したものであつて、其の中に、他の豪族權門などが國土の一部を領有する意味に於いて、ウシハクといふ語を使用することは、觀念の矛盾を生ずる譯であるが、目に見えない神が、目に見えない幽界を、互にウシハクことは敢へて不都合を生ぜぬことである。之が、古典に於て、ウシハクといふ語を——比較的古い語を神にのみかけて使用した一の理由ではなからうか。従つて、此の兩語はたゞひ本來は性質を異にした語であつても、言語の内容、即ち統治の觀念からして見れば、ウシハクはやがてシラスに推移しゆくべき運命を持つて居たと見ても差支ないと思ふ。古典の用例は、蓋し此の事實を暗示してゐるのではないか。

併ら、古典の用例を忠實に取扱ふならば、ウシハクはシラスに對立する語としての、低級な統治觀念を

表はしてゐる語ではなく、決してシラスと相容れぬ御・牧などの原義もなく、又王道に對する霸道の意義を要素としてをるものとも信せられない。『古事記』に相對して、といふよりは寧ろ、相並べて用ゐられたのは、一方が大己貴命といふ神なるが故であつて、猶神事（即ち幽事）を大己貴神の治すべきことゝし。顯露之事（即ち國政）を天孫の治すべきことゝしたのと、同じ觀念に基く用語を見るのが至當である。

尙、梧陰先生がヨーロッパに主觀的、無形的、ウシハクに客觀的、有形的などの性質をつけて差別してをられるこども、ウシハクといふ語が、主觀的、無形的な神の方に係けてのみ使はれてゐる古典の用例からは、寧ろ不必要な説明となつてしまつてをるのである。又ウシハクのハクはやはりトリハク（執佩）などのハクで、シロシメス、キコシメス、オボシメスなどのメス（看す、召す）と同じく、物を我身に接近せしめる動の語で、即ち共に事物を具體化する作用の語ではあるまいか。

時 事 所 感

神流瀧き正しき道ゆくに

けはしき山はあらじとぞ思ふ（良 燥）